

高松市監査委員告示第38号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成16年11月19日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

平成16年度定期監査結果報告等について

第1 企画財政部・出納室定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成15年度および平成16年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
企 画 財政部	企 画 課 (水問題対策室) (行政改革推進室) (合併推進室) 財 政 課 納 税 課 市 民 税 課 資 産 税 課 管 財 課	平成15年度および平成16年4月1日から平成16年8月15日まで に執行した事務および財務に関する事務の執行	平成16年8月16日から平成16年10月5日まで
出	納 室		

(2) 監査の方法

平成15年度および平成16年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

平成15年度の土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(納税課)

イ 業務委託契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、履行遅延に対する延滞利息の率は、年3.6パーセントと規定されているにもかかわらず、平成15年度の土地・家屋名寄帳および償却資産台帳他等電子データ作成業務委託ならびに土地・家屋課税台帳および土地評価調書等電子データ作成業務委託の契約書の履行遅滞の場合における遅延利息を定めた条項では、延滞利息の率が年利9.855パーセントで約定されているので、今後、これらの契約をしようとする場合には、同規定に基づき、適正な率で契約されたい。

(納税課)

ウ 委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高松号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、税を知る週間用パネル作成委託に伴う支出負担行為伺決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約をしようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(納税課)

エ 競争見積合せによる契約事務を行うべきもの

庁舎エレベーター設備保守点検業務および庁舎ねずみ・こん虫等防除作業業務の委託契約は、業務の特殊性を理由として、一者随意契約により特定の業者と契約を締結しているが、これらの業務は、同業種の業者であれば一般的なものであり、特殊な技能を必要とするものではなく、特定の業者としか契約し難いものではないことから、今後は、高松市契約規則第18条第2項の規定ならびに平成16年3月2日付け高松号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化につい

て（通知）」および平成16年3月4日付け高管号外企画財政部長通知「施設維持管理委託契約に関する取扱いについて（通知）」の趣旨を踏まえ、3業者以上の競争見積合せを実施の上、業者を決定し、契約を締結されたい。

（管財課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 休暇日における職員の市内出張命令の在り方等について

高松市職員服務規程第14条に規定する出張命令は、所属長が出勤している職員に対し、行うものであるにもかかわらず、職員が特別休暇（夏季休暇）、年次休暇または週休日の振替えの承認を受けた日（以下「休暇日」という。）に、出勤簿その他の服務関係書類の変更等の手続など書類上の整理や他の職員への業務調整などが行われないうまま、市内出張命令を行っているものが見受けられたので、今後、市内出張を命じようとするときは、その職員の勤務状況の確認を行うとともに、当該市内出張命令を要する業務の必要性の有無を総合的に判断した上、高松市職員服務規程、高松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則その他の関係諸規程に基づき、適正に命ずるとともに服務関係書類による適正な事務処理が行われるよう、休暇日における職員の市内出張命令の在り方の整理や服務関係書類の事務処理方法の見直しを検討されたい。

（納税課・資産税課）

(2) 試乗用標識の更新交付に係る決裁手続について

市における事務処理および意思決定を行う場合は、高松市事務決裁規程その他の関係諸規程に基づき、正当な権限者までの伺い決裁を受け、適正かつ迅速にこれを行わなければならないにもかかわらず、原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識の更新交付伺決裁の事務処理は、約1か月分の交付申請を取りまとめ、取りまとめ後、1か月余を経過してから一括して更新交付伺決裁を受けており、事務処理として、適当なものとは認め難い運用をしているので、今後は、更新交付伺決裁手続の適正

性の確保と事務処理の簡素効率化を図りながら，更新交付申請の都度，適切に交付伺決裁を行えるよう，事務処理手続を見直されたい。

（市民税課）

(3) 公金振込依頼書の印刷発注の契約事務について

公金振込依頼書（口座振替済通知書その他の関係様式を含む。）は，市と指定金融機関がそれぞれに使用する様式が一体となった3部複写の仕様となっていることから，両者が共同して特定の印刷業者に一括発注している実態があるにもかかわらず，市は，公金振込依頼書の印刷発注にあたり，一者随意契約の根拠を明確に示さないまま，公金振込依頼書のうち市が使用する口座振替済通知書（葉書）のみの購入を単独で行う直接購入の見積徴取伺決裁をとり，また，特定の印刷業者1社から見積もられた見積金額の適正性・妥当性が定かにされないまま，契約事務処理を行っているので，今後は，印刷発注に係る市と指定金融機関の経費負担区分を決裁に明記し，その契約方法を三者契約にするなど，契約事務の適正性や透明性が確保できるよう，事務処理方法の見直しを検討されたい。

（出納室）

第2 今回の監査結果を踏まえての監査委員の総括的意見等

職員の服務に係る事務処理等について

職員の服務に係る職務命令および出勤簿その他の服務関係書類の事務処理の取扱いについては，高松市職員服務規程，高松市職員の勤務時間，休暇等に関する条例，職員の時間外勤務等の取扱要領，出勤簿整理要領その他の服務関係諸規程に基づき，適正にこれを行わなければならないが，今回の企画財政部の定期監査，今年度の市民部の定期監査および前年度の都市開発部の定期監査で，職員が週休日の振替えの承認を受けた日に市内出張を命じているもの，市内出張命令を受けたにもかかわらず市内出張命令簿の整理ができていないもの，また，休日勤務・時間外勤務命令簿に勤務命令時間より多い時間数を認定して記載しているものや支給割合の欄を誤

って記載しているもの、さらには、出勤簿上の休暇等の整理ができていないものなど、その事務処理方法等に適正性を欠くものが見受けられた。

出勤簿その他の服務関係書類は、当該職員の勤務状況の実態を明確かつ適正に整理されたものでなければならず、また、服務関係書類による職員の勤務状況の把握は、職務命令その他の職務執行上の必須事項であることを踏まえ、各所属長は、服務関係諸規程を遵守し、職員の服務に係る事務処理等の整理や見直しを行うなど、その取扱いが厳正になされるよう、努められたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

選挙啓発宣伝業務の契約事務を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

選挙啓発宣伝業務の委託契約は、短期間に業務を履行する必要や過去の実績を理由として、一者随意契約により、特定の業者と契約を締結しているが、同業務は、特に専門的技術を要するものではなく、かつ、履行期間が限定されることにより特定の業者としか契約し難いものでもないことから、今後は、高松市契約規則第18条第2項の規定および平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」の趣旨を踏まえ、競争見積合せを実施の上、業者を決定し、契約を締結されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成16年8月20日）

平成16年7月11日執行の第20回参議院議員通常選挙に係る選挙啓発宣伝業務について、平成16年6月28日に3者での競争見積合せを実施し、業者を決定した。

（選挙管理委員会事務局選挙課）